

# 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)に基づき、飯山市における健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の総称)と公営企業会計の資金不足比率を公表します。

## 【健全化判断比率】

健全化判断比率には、「早期健全化基準」と「財政再生基準」とが設けられており、4指標のうち各基準を1つでも上回ると「早期健全化団体」、「財政再生団体」へと移行します。さらに、平成21年4月より健全化法が本格施行されたことで、「早期健全化団体」または「財政再生団体」は、財政健全化計画の策定などが義務付けられました。

「早期健全化団体」は、財政健全化計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、毎年度の実施状況を議会へ報告し公表するなど、自主的な改善努力による財政健全化が必要となります。

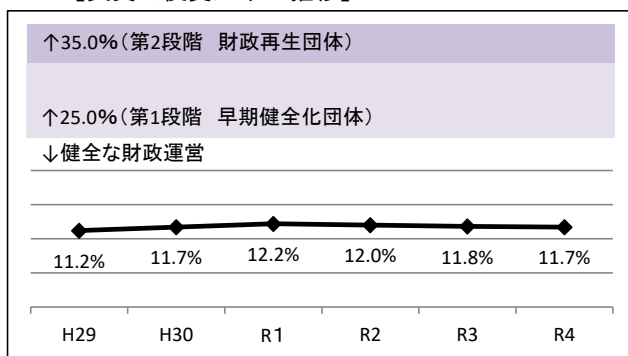
「財政再生団体」は、財政再生計画の策定(議会の議決)のほか、外部監査要求の義務付、財政計画についての国の同意手続、地方債の制限など国等の関与による確実な再生を目指すこととなります。

飯山市の令和4年度決算に基づく健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標も基準値を下回り、健全な財政状況であると判断されます。

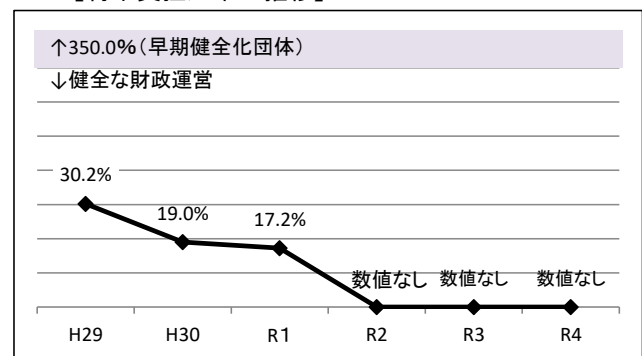
指 標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.63 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	18.63 %	30.00 %
実質公債費比率	11.7 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	— %	350.0 %	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため(黒字のため)、将来負担比率は数値が算出されないため、「—」で表示しています。

### ▼【実質公債費比率の推移】



### ▼【将来負担比率の推移】



※将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、「数値なし」となっています。

## 【各指標について】

**実質赤字比率**…一般会計などを対象とした実質赤字額が標準財政規模に対する比率です。

**連結実質赤字比率**…全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

**実質公債費比率**…地方公共団体の収入に対する借金返済額の比率を示すもので、普通会計の公債費に下水道特別会計や水道事業会計などへの繰出金(公債費相当)と岳北広域等への分担金(公債費相当)を加算し、財政負担の度合いを判断するものです。18%を超えると地方債発行について国や県の許可が必要となります。

**将来負担比率**…地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの残高を現時点で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

## 【資金不足比率】

資金不足比率は、各公営企業における資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示す数値になります。資金不足比率には、「経営健全化基準」が設けられており、基準を上回ると「経営健全化計画」を定める必要があります。

令和4年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、資金不足比率については該当ありません。

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
飯山市水道事業会計	— %	20.0 %
飯山市簡易水道特別会計	— %	20.0 %
飯山市公共下水道事業特別会計	— %	20.0 %
飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	— %	20.0 %
飯山市農業集落排水事業特別会計	— %	20.0 %

※ 資金不足比率については、各会計とも資金不足が生じていないため「—」で表示しています。

〈 飯山市の財政健全化判断比率等の対象となる会計・団体のイメージ図 〉

